

監 査 報 告 書

2016（平成 28）年 5 月 20 日

学校法人 立命館

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人 立命館

監事（常勤） 上田 寛 ⑩

監事 尾崎 敬則 ⑩

監事 渡部 靖彦 ⑩

私たち監事は、私立学校法第 37 条第 3 項および学校法人立命館寄附行為第 16 条第 3 号にもとづき、2015（平成 27）年 4 月 1 日から 2016（平成 28）年 3 月 31 日までの 2015（平成 27）年度における学校法人立命館の業務、財産の状況について監査を行い、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法

監事は、理事会および評議員会に出席したほか、理事等から業務の執行状況の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、独立監査人たる新日本有限責任監査法人与連携し、法人の業務および財産の状況を調査しました。

また監事は、新日本有限責任監査法人から会計監査の報告および説明を受け、業務監査室から内部監査の結果の報告を受け、かつ、計算書類等につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- （1） 学校法人立命館の業務は適正であり、計算書類等は当該年度末における財産の状況を適正に表示していると認めます。
- （2） 学校法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上